

平成30年7月豪雨被災住宅建て替え融資 利子補給

問都市計画課（市役所5階） ☎32-2099

平成30年7月豪雨災害で被災した住宅の建て替えや補修などのため、金融機関から資金の融資を受けた人に対し、予算の範囲内で利子の一部を補給します。

申し込みには、事前相談が必要です。利子補給申請の締め切りは、令和3年8月2日(月)です。

条件 次のすべてを満たす人

- ①自ら居住していたまたは自己が所有する住宅が、平成30年7月豪雨災害で被災し、り災証明を受けた
- ②金融機関に災害復興を目的とした融資（50万円以上）を申し込む
- ③②の融資の申込日が、令和3年7月31日までの間
- ④令和4年12月31日までに②の融資に対する利子の支払いを開始する

利子補給期間 利子支払い開始の日から起算して10年間または10年以内の利子支払い最終日まで

利子補給の内容

り災証明書の認定区分	対象となる融資の上限額		利子補給率
全壊、大規模半壊または半壊	住宅の建設（土地の取得のみを目的とした場合を除く）	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	年0.63%以内
	新築または中古住宅の購入（新築または中古マンションを含む）	購入資金 2,650万円	
一部損壊、床上浸水など	住宅の補修	補修資金 740万円 整地資金・引方移転資金 450万円	

不法投棄は犯罪です

問環境事業課 ☎22-8255

定められた方法以外でごみを捨てることや、自分が所有する土地であってもごみを放置したり、無許可で埋め立てることは、不法投棄であり犯罪です。不法投棄した人には「5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下）」の罰則があります。

豊かな自然を守るため「不法投棄をしない、させない、許さない」環境づくりに力を合わせて取り組みましょう。

不法投棄されないために

捨てた人が不明な場合、ごみの処分費用は、土地所有者などの管理者に求められます。

「捨てられない」環境を作りましょう。

- ポイント**
- ①ごみを拾う、草を刈る
 - ②ロープを張る、柵を設置する
 - ③定期的に見回りをする

※市では、関係機関と連携し、捨てた人への改善指導、防止対策（看板や監視カメラの貸し出し）などを行っています



不法投棄現場（津山市内）

不法投棄を見つけたらお知らせください

環境事業課（市役所6階） ☎22-8255

または各支所・出張所

津山警察署生活安全課（林田） ☎25-0110

美作県民局環境課（山下） ☎23-1243



マイナポイントを活用してお得に買い物を

問行財政改革推進室 ☎32-2028

マイナポイントとは

マイナンバーカードに、利用しているキャッシュレス決済サービス（*1）の情報を登録し、一定額のチャージ（入金）などをすると、買い物に利用できる「マイナポイント」がたまります。1人当たり最大5,000円分のポイントを受け取ることができます。

マイナンバーカードの申請は、スマートフォン、パソコン、郵送などでできます。

詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178にお尋ねください。

申込方法 マイナポイント専用アプリまたはマイナポイント申し込みページにログインし、利用するキャッシュレス決済サービスを選択して申し込む
ポイントが付く期間 9月1日(火)～令和3年3月31日(水)

*1 電子マネーやQRコード決済、クレジットカードなど、現金を使わずに支払いや受け取りをする電子決済サービス

▼詳しくはこちら

「マイナポイント」で検索してね!

マイナポイント 検索

マイナポイントの利用方法

マイナンバーカードの申請・取得 *2



マイキーIDの設定 *3



ご自身のスマートフォンやパソコンでマイナポイントを予約

マイナポイントを申込み



キャッシュレス決済サービスを1つだけ選択

チャージまたはキャッシュレスで買い物



マイナポイントの受け取り

買い物にマイナポイントを利用



*2 マイナンバーカードは、申請から取得まで約1～2カ月かかります

*3 マイキーIDの設定支援を市役所1階市民窓口課6番窓口で行っています

ご存じですか？ 年金生活者支援給付金

問津山年金事務所（田町） ☎31-2360、市民窓口課（市役所1階7番窓口） ☎32-2072、各支所・出張所

年金生活者支援給付金は、公的年金の収入とその他の所得が一定基準額以下の人に、年金に上乗せして支給するものです。対象の人は、請求手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

対象

高齢者の場合

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者
- 世帯全員の市民税が非課税になった
- 前年の公的年金の収入金額とその他の所得との合計額が879,900円以下になった

※給付金を受給中で、要件を満たす人は、2年目以降の手続きは原則不要です

障害者や遺族の場合

- 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者
- 前年の所得が4,621,000円以下（扶養親族の数に応じて増額）